

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
161	個人住民税賦課に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税賦課に関する事務
②事務の内容	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書（給与所得者）の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民税システム
②システムの機能	1. 対象年度の課税処理等を行なうため、全個人及び事業者の基本情報を管理、登録する。 2. 申告情報から徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。 3. 賦課処理結果を元に、通知処理を行い、他業務が必要とする情報を出力する。 4. 申告情報の訂正、修正申告、減免等により税額の変更がある場合に、税額変更処理を行う。また、特徴義務者からの異動届出を受け、徴収方法の変更処理を行う。 5. 税額の変更や徴収方法の変更が発生した場合に、既徴収額を踏まえた通知処理を行う。 6. 納税義務者、または特徴義務者からの申請を受け、各種証明書の交付に必要な情報を出力する。 7. 他市区町村からの所得照会を受け、回答文書に必要な情報を出力する。 8. 都道府県に報告するための、各種統計情報に必要な情報を出力する。 9. 他市区町村に対する住登外課税通知データを出力する。 10. 他市区町村に対する所得照会データを出力する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	申告受付支援システム
②システムの機能	1. 納税義務者より個人住民税申告書を、特徴義務者より給与支払報告書を、年金保険者より年金受給者リスト、年金支払報告書を、経由機関より公的年金支払報告書データを、税務署より確定申告書を受け、名寄せを行い申告情報を登録する。 2. 申告情報など各種資料の合算を行い、住民税課税用データを作成する。 3. 登録済みの申告情報から、各種抽出処理を行う。 4. 税務署に送付する扶養是正等の連絡データを出力する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 ([] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム)

システム3	
①システムの名称	地方税電子申告支援サービス
②システムの機能	1. 経由機関から配信される、地方税電子申告データ、年金特別徴収情報交換データ、国税連携データを住民税システム、申告受付支援システムに自動連携する。 2. 経由機関から配信される、法定調書データを申告受付支援システムに自動連携する。 3. 経由機関が集信する、住民税の税額通知データ、年金特徴の税額通知データ、停止通知データを住民税システムから自動連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	課税資料イメージ管理サービス
②システムの機能	1. 給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書などの課税資料のイメージを登録、管理する。 2. 課税資料ごとの照会、個人単位で名寄せした課税資料の照会を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名情報を照会する。 2. 住登外宛名情報を追加・削除・変更する。 3. 法人宛名情報を追加・削除・変更する。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー
	<中間サーバーの機能> 1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能

②システムの機能	情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う。 11. 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う。 12. お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム7	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム8	
①システムの名称	
②システムの機能	
	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム

③他のシステムとの接続	[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ()	[] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム9		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ()	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム10		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 ()	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
1. 住民税課税台帳ファイル 2. 申告受付情報ファイル 3. 地方税電子申告情報ファイル 4. 国税連携情報ファイル 5. 年金特徴情報ファイル 6. 課税原票イメージファイル 7. 宛名情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第24項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	・番号法第19条第8号 別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 (別表における情報提供の根拠) 上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、6	

②法令上の根拠	6、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 の各項 (別表における情報照会の根拠) 上記命令第2条の表第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であつて第五十条で定めるもの」に該当する項 表48項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民税課税台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民税課税者及び申告済みの住民税非課税者
その必要性	住民税課税情報を把握し、正確な住民税の賦課を行うために必要
④記録される項目	100項目以上 ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 個人番号 個人番号対応符号 ○ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 連絡先(電話番号等) その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ○ 国税関係情報 ○ 地方税関係情報 健康・医療関係情報 医療保険関係情報 児童福祉・子育て関係情報 障害者福祉関係情報 生活保護・社会福祉関係情報 介護・高齢者福祉関係情報 雇用・労働関係情報 年金関係情報 学校・教育関係情報 災害関係情報 その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ・国税関係情報、地方税関係情報:住民税額を正確に算出するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	○ 本人又は本人の代理人 評価実施機関内の他部署 () ○ 行政機関・独立行政法人等 () 地方公共団体・地方独立行政法人 () ○ 民間事業者 () その他 ()
②入手方法	○ 紙 ○ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 電子メール 専用線 ○ 庁内連携システム

		[☐] 情報提供ソフトウェアシステム [☒] その他 (LGWAN)
③使用目的 ※		住民税を課税するため。
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 対象年度の課税処理等を行なうため、全個人及び事業者の基本情報を管理、登録する。 2. 申告情報から徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。 3. 賦課処理結果を元に、通知処理を行い、他業務が必要とする情報を出力する。 4. 申告情報の訂正、修正申告、減免等により税額の変更がある場合に、税額変更処理を行う。 また、特徴義務者からの異動届出を受け、徴収方法の変更処理を行う。 5. 税額の変更や徴収方法の変更が発生した場合に、既徴収額を踏まえた通知処理を行う。 6. 納税義務者、または特徴義務者からの申請を受け、各種証明書の交付に必要な情報を出力する。 7. 他市区町村からの所得照会を受け、回答文書に必要な情報を出力する。 8. 都道府県に報告するための、各種統計情報に必要な情報を出力する。 9. 他市区町村に対する住登外課税通知データを出力する。 10. 他市区町村に対する所得照会データを出力する。
	情報の突合	
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システム保守業務
①委託内容		システム保守業務
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 TKC
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書上、再委託は原則禁止としていますが、例外として「再委託に関する覚書」を締結しています。
	⑥再委託事項	課税資料のパンチ、スキャンニング
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[☒] 提供を行っている (65) 件 [☒] 移転を行っている (22) 件 [] 行っていない
提供先1		番号法第19条第1号、第9号及び第8号別表に定める情報照会者(別紙1のとおり)
①法令上の根拠		番号法第19条第1号、第9号及び第8号別表
②提供先における用途		番号法第19条第1号、第9号及び第8号別表で規定された事務(別紙1のとおり)
③提供する情報		

④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	○ 情報提供ネットワークシステム 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()
⑦時期・頻度	求められる度随時
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別表の左欄に掲げる者(別紙2のとおり)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙2のとおり)
②移転先における用途	別表の右欄に掲げる事務(別紙2のとおり)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 1万人未満 1万人以上10万人未満 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未満 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	○ 庁内連携システム 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()
⑦時期・頻度	求められる度随時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
	(庁内で保管) ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理 (データセンターで保管) ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。

保管場所 ※	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【保管場所】 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 申告受付情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	申告情報を有する住民
その必要性	住民税課税情報を把握し、正確な住民税の賦課を行うために必要
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ・国税関係情報、地方税関係情報:住民税額を正確に算出するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供システム(クラウド等)

		「 」情報提供ソフト・ソリューションシステム [☐] その他 (LGWAN)	
③使用目的 ※		住民税を課税するため	
④使用の主体	使用部署	税務課	
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		1. 納税義務者より個人住民税申告書を、特徴義務者より給与支払報告書を、年金保険者より年金受給者リスト、年金支払報告書を、経由機関より公的年金支払報告書データを、税務署より確定申告書を受け、名寄せを行い申告情報を登録する。 2. 申告情報など各種資料の合算を行い、住民税課税用データを作成する。 3. 登録済みの申告情報から、各種抽出処理を行う。 4. 税務署に送付する扶養是正等の連絡データを出力する。	
	情報の突合		
⑥使用開始日		平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		システムの保守・運用	
①委託内容		システム保守業務、賦課資料パンチ業務	
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社 TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	契約書上、再委託は原則禁止としていますが、例外として「再委託に関する覚書」を締結しています。	
	⑥再委託事項	課税資料のパンチ、スキャンニング	
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない	
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる		[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満	

本人の数	「 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	「 [] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	「 [] 」 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	「 [] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
	(庁内で保管) ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理 (データセンターで保管) ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。

保管場所 ※	トップであるすのひら肝脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報とは、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【保管場所】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 地方税電子申告情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	申告情報(地方税電子申告)を有する住民
その必要性	住民税課税情報を把握し、正確な住民税の賦課を行うために必要
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ・国税関係情報、地方税関係情報:住民税額を正確に算出するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法	☐ 紙 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供システム(ローカルファイル)

		☐ 11月報提供システム ☒ その他 (LGWAN)
③使用目的 ※		住民税を課税するため
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 経由機関から配信される、地方税電子申告データ(給与支払報告書・公的年金等支払報告書)、を住民税システム、申告受付支援システムに自動連携する。 2. 経由機関から配信される法定調書データを申告受付支援システムに自動連携する。
	情報の突合	カナ氏名、生年月日に加えて、個人番号を個人の特定に利用する。
⑥使用開始日		平成29年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システムの運用・保守
①委託内容		システム保守業務
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 TKC
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数		[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満

	5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
	(庁内で保管) ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理 (データセンターで保管) ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラ

保管場所 ※	ラを装備している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【保管場所】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
4. 国税連携情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	申告情報(国税連携)を有する住民
その必要性	住民税課税情報を把握し、正確な住民税の賦課を行うために必要
④記録される項目	100項目以上 ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ・国税関係情報、地方税関係情報:住民税額を正確に算出するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法	☐ 紙 ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム

		☐ 個人情報提供ソフトウェアシステム ☒ その他 (LGWAN)
③使用目的 ※		住民税を課税するため
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 経由機関から配信される、国税連携データを住民税システム、申告受付支援システムに自動連携する。
	情報の突合	カナ氏名、生年月日に加えて、個人番号を個人の特定に利用する。
⑥使用開始日		平成29年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システムの運用・保守
①委託内容		システム保守業務
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 TKC
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満

		5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度			
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数		☐ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 <選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
⑥移転方法		☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度			
移転先2～5			
移転先6～10			
移転先11～15			
移転先16～20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
		（庁内で保管） ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理 （データセンターで保管） ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラ	

保管場所 ※	ラを装備している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【保管場所】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
5. 年金特徴情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	申告情報(年金特徴情報)を有する住民
その必要性	住民税課税情報を把握し、正確な住民税の賦課を行うために必要
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するため ・国税関係情報、地方税関係情報:住民税額を正確に算出するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年5月
⑥事務担当部署	税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☒ 行政機関・独立行政法人等 (地方税電子化協議会) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (データ連携)
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム

		☐ 情報提供ソフトウェアシステム ☒ その他 (LGWAN)
③使用目的 ※		住民税を課税するため
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 経由機関から配信される、地方税電子申告データ、年金特別徴収情報交換データ、国税連携データを住民税システム、申告受付支援システムに自動連携する。 2. 経由機関が集信する、住民税の税額通知データ、年金特徴の税額通知データ、停止通知データを住民税システムから自動連携する。
情報の突合		カナ氏名、生年月日に加えて、個人番号を個人の特定に利用する。
⑥使用開始日		平成29年5月19日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する (1) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		システムの運用・保守
①委託内容		システム保守業務
②委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 TKC
再委託	④再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数		☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満

	5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
	(庁内で保管) ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理 (データセンターで保管) ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立ち入り禁止する赤外線センサー、監視カメラ

保管場所 ※	また、不正アクセス防止等のため、忘カフハ破壊センソ、ヤ、立ハに反ルサるガハ標センソ、血統ガラを装備している。 <ガバメントクラウドにおける措置> 【保管場所】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

6. 課税原票イメージファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	申告情報を有する住民		
	その必要性	住民税課税情報を把握し、正確な住民税の賦課を行うために必要	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
		その妥当性	・個人番号、その他識別情報、4情報 : 対象者を正確に特定するため ・国税関係情報、地方税関係情報 : 住民税額を正確に算出するため
		全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月		
⑥事務担当部署	税務課		

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (地方税電子化協議会、税務署) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 (給与、年金の特別徴収義務者) ☐ その他 (データ連携)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (LGWAN)
③使用目的 ※		住民税を課税するため
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	☐ 50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 給与支払報告書、公的年金支払報告書、確定申告書などの課税資料のイメージを登録、管理する。 2. 課税資料ごとの照会、個人単位で名寄せした課税資料の照会を行う。
情報の突合		
⑥使用開始日		2017/1/1

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1		
①委託内容	システム保守業務	
②委託先における取扱者数	50人以上100人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)TKC	
再委託	④再委託の有無 ※ 再委託しない ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。 また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。 <ガバメントクラウドにおける措置> 【保管場所】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
7. 宛名情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民税課税者及び申告済みの住民税非課税者、被扶養者、住登外課税者
その必要性	住民税課税事務を行う上で、対象者を正確に特定する必要がある
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	対象者を正確に特定するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	税務課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (データ連携)
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供システム(クラウド等)

		「 」情報提供ソフトウェアシステム [☐] その他 (LGWAN)
③使用目的 ※		住民税課税事務を行う上で、対象者を正確に特定するため
④使用の主体	使用部署	税務課
	使用者数	50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1.課税資料と宛名情報を突合、名寄せを行う。
	情報の突合	
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		システムの運用・保守
①委託内容		システム保守業務
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 TKC
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数		[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満

	5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 （ ）	[] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度		
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 （ ）	[] 専用線 [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
	(庁内で保管) ・建物の入退館管理 ・サーバ室の入退室管理 ・サーバラックの鍵管理 (データセンターで保管) ・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。 ・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイオメトリクス認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。	

保管場所 ※	また、不正アクセス防止等のため、忘カフハ破壊センソ、ヤ、立ハに反ルサるガハ標センソ、血統ガラを装備している。 <ガバメントクラウドにおける措置> 【保管場所】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去方法】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 住民税課税台帳ファイル

処理年月日、処理時刻、個人コード、課税年度、相当年度、データ番号、民税所得データ番号、削除フラグ、徴収区分、給付合算フラグ、給付差額フラグ、種別指定番号、宛名番号、受給者番号、通知書番号、普給種別指定番号(普徴)、普給宛名番号(普徴)、義務者変更コード、給付区分、所得割非課税、所得割非課税限度額、均等割非課税、均等割非課税限度額、所得税有資格失格、異動コード、変更コード1、変更コード2、変更コード3、変更コード4、変更コード5、変更理由1、変更理由2、変更理由3、変更理由4、変更理由5、徴収済月、徴収開始月、徴収済期、徴収開始期、異動年月日、更正番号、第321の2の1、指定納期限、第321の2の3、通知書発布日、原票種類、確定申告区分、フル番号、入力番号、届出年月日、任意項目1、任意項目2、任意項目3、総所得金額、合計所得金額、総所得金額等、所得控除額合計、配付者合計所得、配特控除不適用、控配有無、扶養特定、扶養同居老親等、扶養老人、扶養年少、扶養その他、障害者同居特別、障害者特別障害者その他、同居特障区分、本人障害、寡婦寡夫、勤労学生、夫あり、未成年者老年者、強制非課税、均のみ、均特、申告区分、職業区分、認定所得、青白区分、専従配偶者、その他の専従者数、専従者給与控除額、退職時支払給与額、退職時控除社保額、退職分離市所得割、退職分離県所得割、市調整控除額、市税配当控除、市外国税額控除、市調整額、市減税前所得割、市特別減税額、市老年者非課税廃止特例、市配当株譲渡割控除額、市税差引所得割、市税均等割、県調整控除額、県税配当控除、県外国税額控除、県調整額、県減税前所得割、県特別減税額、県老年者非課税廃止特例、県配当株譲渡割控除額、県税差引所得割、県税均等割、年税額、均等割軽減、市減免月所得割、市減免均等割、県減免所得割、県減免均等割、市過年度所得割、市過年度均等割、県過年度所得割、県過年度均等割、差引納付額、市過年度更正減額、市配当株割控除不足額、県配当株割控除不足額、配当株割控除の充当額、配当株譲渡割還付額、月割額1、月割額2、月割額3、月割額4、月割額5、月割額6、月割額7、月割額8、月割額9、月割額10、月割額11、月割額12、月種別指定番号1、月宛名番号1、月種別指定番号2、月宛名番号2、月種別指定番号3、月宛名番号3、月種別指定番号4、月宛名番号4、月種別指定番号5、月宛名番号5、月種別指定番号6、月宛名番号6、月種別指定番号7、月宛名番号7、月種別指定番号8、月宛名番号8、月種別指定番号9、月宛名番号9、月種別指定番号10、月宛名番号10、月種別指定番号11、月宛名番号11、月種別指定番号12、月宛名番号12、期割額1、期割額2、期割額3、期割額4、期割額5、期割額6、期割額7、期割額8、期割額9、期割額10、期割額11、期割額12、期割額13、期割額14、国税種別番号、国税雑損控除額、国税医療費控除額、国税寄付金控除額、控除前所得税額、国税配当控除額、国税投資控除額、国税住宅控除額、国税政党寄付控除、国税住宅耐震改修特別控除、国税災害減免額、国税外国税控除額、国税特別減税額、控除後所得税額、国税源泉徴収額、国税申告納税額、控除判定合計所得、市減税後所得割額、県減税後所得割額、市住宅借入金等特別税額控除、県住宅借入金等特別税額控除、市税源移譲所得変動減額、県税源移譲所得変動減額、国税電子証明書等特別控除、市寄附金税額控除額、県寄附金税額控除額、年金特徴差額区分、年金特徴義務者コード、年金特徴年金コード、年金特徴分市均等割、年金特徴分県所得割、年金特徴分県均等割、年金特徴月割額2(6月)、年金特徴月割額3(8月)、年金特徴月割額4(10月)、年金特徴月割額5(12月)、年金特徴月割額6(2月)、年金特徴月割額7(翌4月)、年金特徴月割額8(翌6月)、年金特徴月割額9(翌8月)、停止した場合の特徴済み月、年金特徴分市所得割、年金特徴月割額1(4月)、電子申告連携フラグ、処理年月日、処理時刻、個人コード、課税年度、相当年度、データ番号、営業収入、営業、漁業、農業、農業収入、農業、肉用牛収入、肉用牛、免税外肉用牛売却、その他の事業収入、不動産収入、不動産、利子、株式等の配当、少額配当、私募証券の配当、一般外貨建の配当、その他の配当、給与収入、特定支出控除、専従者給与収入、給与所得、公的年金収入、公的年金所得、その他の雑、雑合計、総合譲渡特別控除、総合短期譲渡、総合長期譲渡、一時、土地等事業超短期、土地等事業短期、分離期一般益、分離短期一般、分離短期軽減益、分離短期軽減、分離長期一般益、分離長期一般、分離長期特定益、分離長期特定、分離長期軽減益、分離長期軽減、分離長期軽減課、分離長期軽減課、特例適用条文1、特例適用条文2、特例適用条文3、株式等の譲渡、株式等上場分、先物取引、山林、退職、現年分離退職、繰越総所得純損失、繰越土地純損失、繰越分離短期純損失、繰越分離長期純損失、繰越山林損失、繰越雑損失、特定株式等の繰損、居住用財産の繰損、先物取引の繰損、臨時所得、変動所得、前年以前変動所得、平均課税区分、課税遺族年金、非課税その他、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小企業共済控除額、生保控除額、損保控除額、寄付金控除額、老年者控除額、寡婦寡夫控除額、勤労学生控除額、障害者控除額、同居特障加算額、配偶者控除額、配特控除額、扶養控除額、基礎控除額、生保控除入力区分、生保控除入力額、個人年金保険料、損保控除入力区分、損保控除入力額、長期損害保険料、課税総所得、課税超短期土地等、課税土地等、課税分離短期一般、課税分離短期軽減、課税分離長期一般、課税分離長期特定、課税分離長期軽減、課税分離長期軽減課、課税株式等譲渡、課税株式等上場分、課税先物取引、課税山林、課税退職、課税肉用牛、市税総所得、市税超短期土地等、市税土地等、市税分離短期一般、市税分離短期軽減、市税分離長期一般、市税分離長期特定、市税分離長期軽減、市税分離長期軽減課、市税株式等譲渡、市税株式等上場分、市税先物取引、市税山林、市税退職、市税肉用牛、県税総所得、県税超短期土地等、県税土地等、県税分離短期一般、県税分離短期軽減、県税分離長期一般、県税分離長期特定、県税分離長期軽減、県税分離長期軽減課、県税株式等譲渡、県税株式等上場分、県税先物取引、県税山林、県税退職、県税肉用牛、申告省略源泉口座、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、分離長期特定損失額、確定申告不要株式配当、確定申告不要私募配当、確定申告不要外貨配当、確定申告不要その他配当、市税総所得・山林・退職小計、県税総所得・山林・退職小計、住宅借入金等特別税額控除可能額、住宅借入金等の年末残高、住宅居住開始年月日、住宅借入金等特別税額控除申告有無、住宅借入金等特別税額控除税務署確認有無、住宅借入金等特別税額控除見込み額、税源移譲所得変動申告有無、共同募金等寄附金、道府県市町村に対する寄附金、市町村の条例で指定された寄附金、道府県の条例で指定された寄附金、賦課期日情報、扶養者個人コード、扶養区分、配偶者区分、課税地市区町村コード、住民登録地市区町村コード、生活保護区分、障害者区分、障害等級、医療費控除区分、配当所得適用区分、株式等譲渡所得適用区分、差額計算フラグ、強制差額フラグ、給与年金以外の徴収方法、ユーザーID、ユーザー名、WS名、国税課税総所得計算、国税課税分離短期一般計算、国税課税分離短期軽減計算、国税課税分離長期一般計算、国税課税分離長期特定計算、国税課税分離長期軽減計算、国税課税株式等譲渡計算、国税課税株式等上場分計算、国税課税分離上場株式配当計算、国税課税先物取引計算、国税課税山林計算、国税課税退職計算、国税課税肉用牛計算、住宅特別特定取得区分1、住宅特別特定取得区分2、住宅特別特定取得区分、業務、所得金額調整控除第1項適用区分、所得金額調整控除第1項、所得金額調整控除第2項、給報所得調整控除、国税連携給与収入区分、国税連携扶養調整、市町村条例払戻放棄額、道府県条例払戻放棄額、森林環境税、森林環境税免除額、森林環境税免除区分、過年度森林環境税、市税定額減税控除外額、県税定額減税控除外額

2. 申告受付情報ファイル

個人コード、申告年、指定番号、宛名番号、データ入力区分、入力エラー、主たる給与区分、徴収区分、受給者番号、種目、専給区分、給与金額、給与所得金額、内給与収入金額、内源泉徴収税額、源泉徴収税額、所得控除合計額、配偶者入力方法、控配有無、控配同居特障区分、配特控除額、扶養入力方法、特定扶養数、内同居老親数、老人扶養数、他扶養数、同居特障数、扶障特別数、扶障他数、小規模金額、社会保険料額、生保控除額、損保控除額、住宅取得控除額、配偶者所得額、個人年金保険料額、長期損害保険料額、夫有り、未成年者、乙欄、本人障害、老年者、寡婦寡夫、勤労学生、特別減税額、中途就退区分、中途就退年月日、処理年月日、扶養年少、前職名称等、前支払金額、前職源泉税額、前職社会保険料、合算しない、支払者名称、支払者法人番号又は個人番号、配特控除額不適用、簿冊番号、簿冊連番、居住開始年月日、追加処理年月日、エラーコード1、エラーコード2、エラーコード3、エラーコード4、エラーコード5、住宅取得控除可能額、個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族区分、非居住者数、国民年金保険料額、個人コード、申告年、配偶者入力方法、扶養特定、扶養老人、扶養その他、障害者特別、障害者その他、控配有無、本人障害、老年者、処理年月日、扶養年少、配偶者合計所得、配特控除、夫有り、配特控除不適用、同居特障区分、扶養同居老親等、障害者同居特別、個人コード、申告年、明細合計入力区分、支払金額1、支払金額2、支払金額3、支払金額合計、源泉徴収税額1、源泉徴収税額2、源泉徴収税額3、源泉徴収税額合計、種目、支払者、支払者法人番号、処理年月日、簿冊番号、簿冊連番、社会保険料、追加処理年月日、個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族区分、非居住者数、個人コード、申告年、営業、農業、その他の事業収入、肉用牛、免税外肉用牛売却、不動産、利子、配当、給与収入、専従者給与収入、特定支出控除、給与所得、公的年金収入、公的年金所得、その他の雑、総合短期譲渡

合長期譲渡、一時、総合課税所得合計、分離短期一般益、分離短期一般、分離短期軽減益、分離短期軽減、分離長期一般益、分離長期一般、分離長期特定益、分離長期特定、分離長期軽減益、分離長期軽減、特例適用条項1、特例適用条項2、特例適用条項3、株式等の譲渡山林、退職、臨時、変動、前年以前変動、繰越純損失、繰越雑損失、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済、生命保険料控除、個人年金保険料、損害保険料控除、長期損害保険料、寄付金控除、老年者控除、寡婦寡夫控除、勤労学生控除、障害者控除、同特障加算額、配偶者入力方法、配偶者控除、配特控除、扶養入力方法、扶養控除、基礎控除、所得控除合計、配偶者合計所得、扶養特定扶養同居老親等、扶養老人、扶養その他、障害者同居特別、障害者特別、障害者その他、控配有無、本人障害、未成年者老年者、寡婦寡夫、勤労学生、同居特障区分、課税所得金額、控除前所得税、配当控除、投資リース税額等、住宅取得控除、政党寄付控除、差引所得税、災害減免額、外国税額控除、源泉徴収税額、申告納税額、納税者番号、青白区分、専従配偶者、その他の専従者数、専従者給与控除額、申控除区分、指定番号、宛名番号、受給者番号、給与以外の徴収、株式等の配当、少額配当、その他の配当、総合譲渡特別控除、住民税付金控除、夫有り、強制非課税、均のみ、均特、申告区分、職業区分、平均課税区分、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

特定の株式等譲渡、特別減税額と所得税、配特控除不適用、市外国税額控除、県外国税額控除、処理年月日、扶養年少、私募証券分配額、一般外貨分配額、特定居住損失、特定投資損失、商品先物取引、退職課税、一時特別控除額、分短一特別控除額、分短減特別控除額、分長一特別控除額、分長特別控除額、分長課特別控除額、漁業、簿冊番号、簿冊連番、控除前所得税計算額、総合短期譲渡益、総合長期譲渡益、一時益、非課税遺産年金、非課税その他、農業入力区分、農業収入、株式等譲渡未公開分、株式等譲渡上場分、申告省略源泉口座所得、申告不要株式等の配当、申告不要私募証券分配額、申告不要一般外貨分配額、申告不要その他の配当、上場支払配当、繰越先物損失、配当割控除額、株式等譲渡所得割控除額、分離長期特定損失額、特定損失譲渡一時通算後、申告年月日、純損失1、純損失2、純損失3、繰越山林純損失1、繰越山林純損失2、繰越山林純損失3、繰越雑損失2、繰越雑損失3、特定投資損失2、特定投資損失3、特定居住損失2、特定居住損失3、繰越先物損失2、繰越先物損失3、営業収入、肉用牛収入、不動産収入、住宅耐震控除、電子証明書特別控除、寄附金道府県市町村、寄附金共同募金等、寄附金道府県条例指定、寄附金市町村条例指定、賦課期日情報、扶養者個人コード、扶養区分、配偶者区分、障害者区分、障害等級身体障害者手帳等級等、精神障害者手帳等級等、個人番号、医療費控除区分、配当所得適用区分、株式等譲渡所得適用区分、住宅特別特定取得区分1、住宅特別特定取得区分2、住宅特別特定取得区分、業務、所得金額調整控除第1項適用区分、給報所得調整控除、国税連携給与収入区分、国税連携扶養調整

3. 地方税電子申告情報ファイル

更新年月日、更新時刻、納税者ID、市町村コード、税目区分、届出受付年月日、届出受付時刻、届出受付番号、手続ID、作成区分、入力区分、利用者ID、法人個人区分、法人格、法人格名、前後区分、氏名又は名称(フリガナ)、氏名又は名称、本店郵便番号、本店所在地、本店方書、本店電話番号1、本店電話番号2、本店FAX番号、連絡先(e-Mail)、事業所名(フリガナ)、事業所名、検索用カナ名称、検索用漢字名称、個人コード、種別指定番号、税額通知送信不要、処理結果、廃止フラグ、メモ、更新年月日、更新時刻、納税者ID、相当年度、種別指定番号、受付年月日、受付時刻、受付番号、手続ID、作成区分、利用者ID、総括表提出区分、総括表受給者総人員、総括表報告人員、総括表退職者人員、CSVデータ、処理結果、削除フラグ、処理日、処理時刻、キーデータ、データ種類、連携結果区分、主たる給与区分、徴収区分、指定番号、宛番号、簿冊番号、簿冊連番、印刷区分、印刷日、印刷時刻、個人コード、申告年、支払調書の種類、整理番号1、本支店等区分番号、提出義務者の住所、提出義務者の氏名、提出義務者の電話、整理番号2、提出者の住所、提出者の氏名、訂正表示、年分、住所、国外住居表示、氏名、役職名、種別、支払金額、未払金額、所得金額、所得控除合計、源泉徴収税額、未徴収税額、控配有無、老人控配、配特控除額、扶養特定主、扶養特定従、扶養老人主、扶養老人内訳、扶養老人従、扶養その他主、扶養その他従、障害者特別、障害者内訳、障害者その他、社会保険料、社会保険料内訳、生保控除額、損保控除額、住宅取得控除額、個人年金保険料額、配偶者合計所得、長期損害保険料額、生年月日元号、生年月日年、生年月月日、生年月日、夫有り、未成年者、乙欄、本人特別障害、本人その他障害、老年人、寡婦、寡夫、勤労学生、死亡退職、災害者、外国人、中途就退区分、中途就退年、中途就退月、中途就退日、他の支払者住所、他の支払者国外、他の支払者氏名、他の支払者支払金額、他の支払者源泉徴収、他の支払者社会保険、徴収猶予税額、他の支払者退職年、他の支払者退職月、他の支払者退職日、住宅取得居住年、住宅取得居住月、住宅取得居住日、住宅取得適用数、住宅取得控除可能額、住宅取得区分、住宅取得借入金、住宅取得居住年2、住宅取得居住月2、住宅取得居住日2、住宅取得区分2、住宅取得借入金2、摘要、扶養16歳未満、普通徴収、青色専従者、条約免除、カナ氏名、受給者番号、市町村コード、指定番号FD、新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、個人番号、提出義務者の法人番号又は個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者フリガナ、控除対象配偶者氏名、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族フリガナ、扶養親族氏名、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族フリガナ、16歳未満扶養親族氏名、16歳未満扶養親族区分、非居住者数、国民年金保険料額

4. 国税連携情報ファイル

処理年月日(更新)、処理時刻(更新)、個人コード、課税年度、相当年度、データ番号、申告受付処理日、申告受付処理時刻、XMLファイル名、異動情報、結果コード、連携不要とした理由、処理年月日(更新)、処理時刻(更新)、記録番号、データ区分、ファイル種別、送信先地方コード、送信先判別コード、納税地住所コード、1月1日地方自治体コード、申告区分、確定申告書区分、課税異動事由コード、取込区分、異動年月日、局番番号、整理番号、バッチ番号、受付番号、連絡データ作成年月日、団体確認用フラグ、台帳番号、ファイル名、XMLデータ、TASK受信日、個人コード、申告年、検索カナ氏名、氏名、郵便番号、住所、生年月日、世帯番号、TASK連携日、エラー区分、ロジックチェック区分、ASPメモ内容、確認区分、年分、和暦年分、申告の種類、提出年月日、和暦提出年月日、カナ氏名、和暦生年月日、青白区分、分離区分、損失区分、修正区分、営業収入、農業収入、不動産収入、利子収入、配当収入、給与収入、公的年金収入、その他雑収入、総合短期譲渡、総合長期譲渡、一時、営業、農業、不動産、利子、配当、給与所得、雑合計、譲渡一時、総合課税所得合計、分離短期一般、分離短期軽減、分離長期一般、分離長期特定、分離長期軽減、株式等譲渡未公開分、株式等譲渡上場分、分離上場株式配当、先物取引、山林、退職、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、寡婦、寡夫控除、勤労学生、障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除、所得控除合計、配偶者合計所得、個人年金保険料の計、旧長期損害保険料の計、特例適用条文等、損害金額、損害補てん額、災害関連支出額、支払医療費、医療補てん額、社会保険料計、小規模企業共済等掛金、寡婦、寡夫控除区分、寡婦、寡夫原因区分、勤労学生控除区分、障害者氏名、給与年金以外の徴収方法、配当に関する住民税の特例、配当割控除額、株式等譲渡所得割控除額、寄附金道府県市町村、寄附金共同募金等、寄附金道府県条例指定、寄附金市町村条例指定、課税所得金額、控除前所得税、配当控除、投資リース税額等、住宅借入金等特別控除、政党寄付控除、住宅耐震控除、電子証明書特別控除、災害减免額区分、外国税額控除区分、災害减免額、外国税額控除、源泉徴収税額、申告納税額、純損失青1、純損失青2、純損失青3、繰越山林純損失青1、繰越山林純損失青2、繰越山林純損失青3、純損失白1、純損失白2、純損失白3、繰越山林純損失白1、繰越山林純損失白2、繰越山林純損失白3、繰越変動純損失白1、繰越変動純損失白2、繰越変動純損失白3、繰越雑損失1、繰越雑損失2、繰越雑損失3、特定居住損失、特定居住損失2、特定居住損失3、上場株式損失1、上場株式損失2、上場株式損失3、特定投資損失、特定投資損失2、特定投資損失3、繰越先物損失、繰越先物損失2、繰越先物損失3、農業特例表示、免税牛特例表示、肉用牛、免税外肉用牛売却、臨時、変動、前々年以前変動、前年以前変動、分離長期特定損失額、特定損失譲渡一時通算後、計算書の配当所得、株式等の配当、私募証券分配額、一般外貨分配額、老年人控除区分、所得控除源泉計、臨時変動所得区分、臨時変動所得、株式本年差し引く額、配当本年差し引く額、先物本年差し引く額、簿冊番号、簿冊連番、特別減税額、回送年月日、1月1日住所、取込対象外確認日、税務署閲覧日、専従者給与控除額、寄附金控除区分、住宅借入金等特別控除区分、政党寄付控除区分、繰越被災純損失5、繰越被災山林純損失5、繰越特定雑損失5、震災寄附金額控除額、再取得住宅借入金控除額、減失住宅借入金控除額、特定震災寄附金税額控除額、新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額、繰越被災山林純損失4、繰越被災山林純損失4、繰越特定雑損失4、繰越被災純損失H23、繰越被災山林純損失H23、資料番号、給与区分、特定支出控除、配偶者(特別)控除 区分、再差引所得税額、復興特別所得税額、所得税及び復興特別所得税の額、外国税額控除、繰越被災純損失3、繰越被災山林純損失3、繰越特定雑損失3、純損失青1B、純損失青2B、純損失青3B、繰越山林純損失青1B、繰越山林純損失青2B、繰越山林純損失青3B、純損失白1B、純損失白2B、純損失白3B、繰越山林純損失白1B、繰越山林純損失白2B、繰越山林純損失白3B、繰越変動純損失白1B、繰越変動純損失白2B、繰越変動純損失白3B、繰越雑損失1B、繰越雑損失2B、繰越雑損失3B、特定居住損失B、特定居住損失2B、特定居住損失3B、上場株式損失1B、上場株式損失2B、上場株式損失3B、特定投資損失B、特定投資損失2B、特定投資損失3B、繰越先物損失B、繰越先物損失2B、繰越先物損失3B、繰越被災純損失H23B、繰越被災山林純損失H23B、繰越被災純損失5B、繰越被災山林純損失5B、繰越特定雑損失5B、繰越被災純損失4B、繰越被災山林純損失4B、繰越被災純損失3B、繰越被災山林純損失3B、繰越特定雑損失3B、個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者フリガナ、控除対象配偶者氏名、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族フリガナ、扶養親族氏名、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族フリガナ、16歳未満扶養親族氏名、16歳未満扶養親族区分、医療費控除区分、医療費特例控除額

法定調書データ

人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別、局番番号、整理番号、資料年分、資料処理年月日、無効区分、受取人住所、受取人氏名(漢字)、受取人氏名(カナ)、受取人口座住所、受取人口座名称、支払者所在地、支払者名称、生年月日、資料301外国サイン、資料301外国証券口座番号、資料301利子等種別(1)、資料301記号番号(1)、資料301支払金額(1)、資料301源泉徴収税額(1)、資料301支払確定年月日(1)、資料301租税条約適用有無(1)、資料301利子等種別(2)、資料301記号番号(2)、資料301支払金額(2)、資料301源泉徴収税額(2)、資料301支払確定年月日(2)、資料301租税条約適用有無(2)、資料301利子等種別(3)、資料301記号番号(3)、資料301支払金額(3)、資料301源泉徴収税額(3)、資料301支払確定年月日(3)、資料301租税条約適用有無(3)、資料301利子等種別(4)、資料301記号番号(4)、資料301支払金額(4)、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

資料301源泉徴収税額(4)、資料301支払確定年月日(4)、資料301租税条約適用有無(4)、資料301利子等種別(5)、資料301記号番号(5)、資料301支払金額(5)、資料301源泉徴収税額(5)、資料301支払確定年月日(5)、資料301租税条約適用有無(5)、資料301利子等種別(6)、資料301記号番号(6)、資料301支払金額(6)、資料301源泉徴収税額(6)、資料301支払確定年月日(6)、資料301租税条約適用有無(6)、資料301摘要 人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別、局署番号、整理番号、資料年分、資料処理年月日、無効区分、受取人住所、受取人氏名(漢字)、受取人氏名(カナ)、受取人口座住所、受取人口座名称、支払者所在地、支払者名称、生年月日、資料302株式種類、資料302旧株口数、資料302新株口数、資料302配当等金額、資料302源泉徴収税額、資料302事業年度自年月日、資料302事業年度至年月日、資料302支払確定年月日、資料302配当金額(円)、資料302配当金額(銭)、資料302摘要 人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別、局署番号、整理番号、資料年分、資料処理年月日、無効区分、受取人住所、受取人氏名(漢字)、受取人氏名(カナ)、受取人口座住所、受取人口座名称、支払者所在地、支払者名称、生年月日、資料309報酬区分(1)、資料309報酬細目(1)、資料309支払金額(1)、資料309源泉徴収税額(1)、資料309報酬区分(2)、資料309報酬細目(2)、資料309支払金額(2)、資料309源泉徴収税額(2)、資料309報酬区分(3)、資料309報酬細目(3)、資料309支払金額(3)、資料309源泉徴収税額(3)、資料309報酬区分(4)、資料309報酬細目(4)、資料309支払金額(4)、資料309源泉徴収税額(4)、資料309報酬区分(5)、資料309報酬細目(5)、資料309支払金額(5)、資料309源泉徴収税額(5)、資料309報酬区分(6)、資料309報酬細目(6)、資料309支払金額(6)、資料309源泉徴収税額(6)、資料309摘要、資料309受取人記載共通番号、資料309支払者記載共通番号 人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別コード、資料活用納税地等局署番号、資料活用納税地等整理番号、資料年分、資料処理年月日、資料無効区分、資料活用住所名、納税地等名称(漢字)、納税地等名称(カナ)、資料活用屋号漢字名称、活用先住所(支払を受ける者)、活用先名称(支払を受ける者)、収集先住所(支払者)、収集先名称(支払者)、資料活用業種番号、資料活用青白区分、資料活用生年月日、納税地等主電話番号、課税年分(1)、資料活用確定申告有無(1)、消費申告有無(1)、課税年分(2)、資料活用確定申告有無(2)、消費申告有無(2)、課税年分(3)、資料活用確定申告有無(3)、消費申告有無(3)、資料331生元号、資料331生年月日、資料331第1号支払金額、資料331第1号未払金額、資料331第1号源泉徴収税額、資料331第1号未徴収税額、資料331第2号支払金額、資料331第2号未払金額、資料331第2号源泉徴収税額、資料331第2号未徴収税額、資料331第3号支払金額、資料331第3号未払金額、資料331第3号源泉徴収税額、資料331第3号未徴収税額、資料331特別障害者区分、資料331その他障害者区分、資料331控除対象配偶者有、資料331控除対象配偶者無、資料331控除対象配偶者老人、資料331扶養親族老人、資料331扶養親族その他、資料331その他特別障害者、資料331障害者数その他、資料331扶養親族特定、資料331同居特別障害者、資料331社会保険金額、資料331摘要、資料331特別寡婦区分、資料331寡婦寡夫区分 人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別、局署番号、整理番号、資料年分、資料処理年月日、無効区分、受取人住所、受取人氏名(漢字)、受取人氏名(カナ)、受取人口座住所、受取人口座名称、支払の取扱者所在地、支払の取扱者名称、生年月日、資料359株式種類、資料359旧株口数、資料359新株口数、資料359配当等金額、資料359源泉徴収税額、資料359事業年度自年月日、資料359事業年度至年月日、資料359支払確定年月日、資料359配当金額(円)、資料359配当金額(銭)、資料359支払者所在地、資料359支払者名称、資料359摘要、資料359受取人記載共通番号、資料359支払の取扱者記載法人番号、資料359支払者記載法人番号 人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別、局署番号、整理番号、資料年分、資料処理年月日、無効区分、受取人住所、受取人氏名(漢字)、受取人氏名(カナ)、受取人口座住所、受取人口座名称、支払の取扱者所在地、支払の取扱者名称、生年月日、資料374外国サイン、資料374外国証券口座番号、資料374利子等種別(1)、資料374記号番号(1)、資料374支払金額(1)、資料374源泉徴収税額(1)、資料374支払確定年月日(1)、資料374租税条約適用有無(1)、資料374利子等種別(2)、資料374記号番号(2)、資料374支払金額(2)、資料374源泉徴収税額(2)、資料374支払確定年月日(2)、資料374租税条約適用有無(2)、資料374利子等種別(3)、資料374記号番号(3)、資料374支払金額(3)、資料374源泉徴収税額(3)、資料374支払確定年月日(3)、資料374租税条約適用有無(3)、資料374利子等種別(4)、資料374記号番号(4)、資料374支払金額(4)、資料374源泉徴収税額(4)、資料374支払確定年月日(4)、資料374租税条約適用有無(4)、資料374利子等種別(5)、資料374記号番号(5)、資料374支払金額(5)、資料374源泉徴収税額(5)、資料374支払確定年月日(5)、資料374租税条約適用有無(5)、資料374利子等種別(6)、資料374記号番号(6)、資料374支払金額(6)、資料374源泉徴収税額(6)、資料374支払確定年月日(6)、資料374租税条約適用有無(6)、資料374摘要、資料374受取人記載共通番号、資料374支払の取扱者記載法人番号、資料374支払者の住所又は居所所在地、資料374支払者の氏名又は名称、資料374支払者記載共通番号 人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別コード、資料活用納税地等局署番号、資料活用納税地等整理番号、資料年分、資料処理年月日、資料無効区分、資料活用住所名、納税地等名称(漢字)、納税地等名称(カナ)、資料活用屋号漢字名称、活用先住所(支払を受ける者)、活用先名称(支払を受ける者)、収集先住所(支払者)、資料活用業種番号、資料活用青白区分、資料活用生年月日、納税地等主電話番号、課税年分(1)、資料活用確定申告有無(1)、消費申告有無(1)、課税年分(2)、資料活用確定申告有無(2)、消費申告有無(2)、課税年分(3)、資料活用確定申告有無(3)、消費申告有無(3)、資料375給与所得種別、資料375支払金額、資料375未払金額、資料375給与所得控除後金額、資料375所得控除合計金額、資料375源泉徴収税額、資料375未源泉徴収税額、資料375控除対象配偶者有、資料375控除対象配偶者無、資料375控除対象配偶者従有、資料375控除対象配偶者従無、資料375控除対象配偶者老人、資料375配偶者特別控除金額、資料375扶養親族老人同居人数、資料375扶養親族老人人数、資料375扶養親族老人従人数、資料375扶養親族その他人数、資料375扶養親族その他従人数、資料375特別障害者同居人数、資料375特別障害者人数、資料375その他障害者人数、資料375社会保険金額、資料375小規模共済等掛金額、資料375生命保険控除金額、資料375地震保険控除金額、資料375住宅取得控除金額、資料375配偶者合計、資料375摘要、資料375旧個人年金保険金額、資料375受給者生元号、資料375受給者年月日、資料375未成年者区分、資料375乙欄区分、資料375特別障害者区分、資料375その他障害者区分、資料375寡婦区分、資料375寡夫区分、資料375勤労学生区分、資料375死亡退職区分、資料375災害者区分、資料375外国人区分、資料375中途就職区分、資料375中途退職区分、資料375中途就退職年月日、資料375役職名称(漢字)、資料375扶養親族特定主人数、資料375扶養親族特定従人数、資料375新生命保険金額、資料375旧生命保険金額、資料375介護医療保険金額、資料375新個人年金保険金額、資料375国民年金保険金額、資料375住宅取得控除適用数、資料375居住開始年月日1、資料375住宅取得控除区分1、資料375住宅取得年末残高1、資料375住宅取得控除可能額、資料375居住開始年月日2、資料375住宅取得控除区分2、資料375住宅取得年末残高2、資料375控除対象配偶者個人番号、資料375控除対象配偶者氏名、資料375控除対象配偶者国外扶養、資料375扶養親族個人番号(1)、資料375扶養親族氏名(1)、資料375扶養親族国外扶養区分(1)、資料375扶養親族個人番号(2)、資料375扶養親族氏名(2)、資料375扶養親族国外扶養区分(2)、資料375扶養親族個人番号(3)、資料375扶養親族氏名(3)、資料375扶養親族国外扶養区分(3)、資料375扶養親族個人番号(4)、資料375扶養親族氏名(4)、資料375扶養親族国外扶養区分(4)、資料37516歳未満扶養親族氏名(1)、資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(1)、資料37516歳未満扶養親族氏名(2)、資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(2)、資料37516歳未満扶養親族氏名(3)、資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(3)、資料37516歳未満扶養親族氏名(4)、資料37516歳未満扶養親族国外扶養区分(4)、資料375活用先記載個人番号、資料375収集先記載共通番号 人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別コード、資料活用納税地等局署番号、資料活用納税地等整理番号、資料年分、資料処理年月日、資料無効区分、資料活用住所名、納税地等名称(漢字)、納税地等名称(カナ)、資料活用屋号漢字名称、活用先住所(支払を受ける者)、活用先名称(支払を受ける者)、収集先住所(支払者)、収集先名称(支払者)、資料活用業種番号、資料活用青白区分、資料活用生年月日、納税地等主電話番号、課税年分(1)、資料活用確定申告有無(1)、消費申告有無(1)、課税年分(2)、資料活用確定申告有無(2)、消費申告有無(2)、課税年分(3)、資料活用確定申告有無(3)、消費申告有無(3)、資料377生元号、資料377生年月日、資料377第1号支払金額、資料377第1号未払金額、資料377第1号源泉徴収税額、資料377第1号未徴収税額、資料377第2号支払金額、資料377第2号未払金額、資料377第2号源泉徴収税額、資料377第2号未徴収税額、資料377第3号支払金額、資料377第3号未払金額、資料377第3号源泉徴収税額、資料377第3号未徴収税額、資料377第4号支払金額、資料377第4号未払金額、資料377第4号源泉徴収税額、資料377第4号未徴収税額、資料377特別障害者区分、資料377その他障害者区分、資料377控除対象配偶者有、資料377控除対象配偶者無、資料377控除対象配偶者老人、資料377扶養親族老人、資料377扶養親族その他、資料377その他特別障害者、資料377障害者数その他、資料377社会保険金額、資料377摘要、資料377扶養親族特定、資料377同居特別障害者の数、資料377控除対象配偶者個人番号、資料377控除対象配偶者氏名、資料377控除対象配偶者国外扶養、資料377扶養親族個人番号(1)、

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

資料377扶養親族氏名(1)、資料377扶養親族国外扶養区分(1)、資料377扶養親族個人番号(2)、資料377扶養親族氏名(2)、資料377扶養親族国外扶養区分(2)、資料37716歳未満扶養親族氏名(1)、資料37716歳未満扶養親族国外扶養区分(1)、資料37716歳未満扶養親族氏名(2)、資料37716歳未満扶養親族国外扶養区分(2)、資料377特別寡婦区分、資料377寡婦寡夫区分、資料377支払者電話番号、資料377活用先記載個人番号、資料377収集先記載法人番号 人格住所コード5桁、TSV作成年月日、資料識別コード、資料活用納税地等局署番号、資料活用納税地等整理番号、資料年分、資料処理年月日、資料無効区分、資料活用住所名、納税地等名称(漢字)、納税地等名称(カナ)、資料活用屋号漢字名称、活用先住所(支払を受ける者)、活用先名称(支払を受ける者)、収集先住所(支払者)、収集先名称(支者)、資料活用業種番号、資料活用青白区分、資料活用生年月日、納税地等主電話番号、課税年分(1)、資料活用確定申告有無(1)、消費申告有無(1)、課税年分(2)、資料活用確定申告有無(2)、消費申告有無(2)、課税年分(3)、資料活用確定申告有無(3)、消費申告有無(3)、資料315給与所得種別、資料315支払金額、資料315未払金額、資料315給与所得控除後金額、資料315所得控除合計金額、資料315源泉徴収税額、資料315未源泉徴収税額、資料315控除対象配偶者有、資料315控除対象配偶者無、資料315控除対象配偶者従有、資料315控除対象配偶者従無、資料315控除対象配偶者老人、資料315配偶者特別控除金額、資料315扶養親族特定主人数、資料315扶養親族特定従人数、資料315扶養親族老人同居人数、資料315扶養親族老人人数、資料315扶養親族老人従人数、資料315扶養親族その他人数、資料315扶養親族その他従人数、資料315特別障害者同居人数、資料315特別障害者人数、資料315その他障害者人数、資料315社会保険金額、資料315小規模共済等掛金、資料315生命保険控除金額、資料315地震保険控除金額、資料315住宅取得控除金額、資料315配偶者合計、資料315夫あり区分、資料315未成年者区分、資料315乙欄区分、資料315特別障害者区分、資料315その他障害者区分、資料315老年者区分、資料315寡婦区分、資料315寡夫区分、資料315勤労学生区分、資料315死亡退職区分、資料315災害者区分、資料315外国人区分、資料315中途就職区分、資料315中途退職区分、資料315中途就退職年月日、資料315受給者生元号、資料315受給者年月日、資料315役職名称(漢字)、資料315摘要、資料315新生命保険金額、資料315旧生命保険金額、資料315介護医療保険金額、資料315新個人年金保険金額、資料315旧個人年金保険金額

5. 年金特徴情報ファイル

更新年月日、更新時刻、相当年度、市町村コード、旧市町村コード、年金特徴義務者コード、通知内容、受付年月日、受付番号、手続ID、作成区分、トレイラ合計件数、ヘッダレコード、データレコード、トレイラレコード、処理結果、削除フラグ、処理日、処理時刻、キーデータ、データ種類、連携結果区分、簿冊番号、簿冊連番、印刷区分、印刷日、印刷時刻、個人コード、申告年、レコード区分、市町村コード、特徴義務者コード、通知内容コード、予備5、予備6、作成年月日、予備8、予備9、予備10、生年月日文字列、性別、カナ氏名、カナ氏名シフトコード、漢字氏名、漢字氏名シフトコード、郵便番号、カナ住所、カナ住所シフトコード、漢字住所、漢字住所シフトコード、支払金額1、支払金額2、支払金額3、源泉徴収税額1、源泉徴収税額2、源泉徴収税額3、本人特別障害、本人その他障害、控配有無、老人控配、扶養特定、扶養老人、扶養その他、扶養16歳未満、障害者特別、障害者その他、障害同居特別、社会保険料、支払年分、予備40、予備41、特別寡婦、寡婦寡夫、法定資料の種類、整理番号1、本店等区分番号、提出義務者の住所又は所在地、提出義務者の氏名又は名称、提出義務者の電話番号、整理番号2、提出者の住所又は所在地、提出者の氏名又は名称、訂正表示、支払を受ける者／国外住所表示、未払い額1、未払い額2、未払い額3、未徴収税額1、未徴収税額2、未徴収税額3、本人／老年者、控配有無CSV、摘要、受給者番号、指定番号、個人番号、控除対象配偶者個人番号、控除対象配偶者フリガナ、控除対象配偶者氏名、控除対象配偶者区分、扶養親族個人番号、扶養親族フリガナ、扶養親族氏名、扶養親族区分、16歳未満扶養親族個人番号、16歳未満扶養親族フリガナ、16歳未満扶養親族氏名、16歳未満扶養親族区分、提出義務者の法人番号、非居住者数、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者整理番号1、年金コード、生年月日、性別、氏名(カナ、漢字)、住所(カナ、漢字)、各種区分、処理結果、各種年月日、各種金額(金額1～金額8)、停止年月、年金保険者整理番号2、個人番号

6. 課税原票イメージファイル

ファイル連番

分割年、識別番号、年度、業務区分、資料区分、資料番号、年度2、個人コード、法人コード、個人番号、法人番号、カナ氏名、カナ氏名2、漢字氏名、生年月日、郵便番号、住所コード、住所、方書、世帯番号、電話番号、電話番号2、簿冊番号、簿冊連番、指定番号、受給者番号、eLTAX利用者ID、eLTAX納税者ID、eLTAX手続ID、eLTAX受付番号、eLTAX受付日、年金特徴義務者コード、国税連携ファイル名、国税局署番号、国税整理番号、e-Tax受付番号、付箋有無フラグ、マーカー有無フラグ、スタンプ有無フラグ、登録日、登録時間、登録職員ID、登録職員名、更新日、更新時間、更新職員ID、更新職員名、タイムスタンプ、ファイル連番、分割年、ページ番号、ファイル名、表示用ファイル名、MIMEタイプ、ファイルサイズ、回転角度、登録日、登録時間、登録職員ID、登録職員名、更新日、更新時間、更新職員ID、更新職員名、タイムスタンプ

7. 宛名情報ファイル

処理年月日、処理時刻、個人コード、届出日、異動日、世帯番号、主個人コード、世帯主名、世帯主名カナ、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、方書、居住市町村コード、居住市町村名、居住住所、電話番号、内線番号、有効フラグ、カナ氏名、漢字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、異動事由、合併前個人コード、合併前世帯番号、旧市町村コード、名称コード、統合宛名番号

8. 中間サーバーで保有される特定個人情報(上記と重複する項目を除く)

情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号、情報提供等の記録等

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民税課税台帳ファイル(住民税システム) 2. 申告受付情報ファイル(申告受付支援システム) 3. 地方税電子申告情報ファイル(地方税電子申告支援サービス) 4. 国税連携情報ファイル(地方税電子申告支援サービス) 5. 年金特徴情報ファイル(地方税電子申告支援サービス) 6. 課税原票イメージファイル(課税資料イメージ管理サービス) 7. 宛名情報ファイル(統合宛名システム)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1)対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」と言う。)からの住民票関係情報の入手については、既存住基システムに登録された情報を統合宛名管理システム経由で取得するため、課税対象者である市民以外の情報を入手することはない。 住民からの申告書を受け付ける際には、本人が記載した住所・氏名・生年月日による身元確認及び個人番号カード等による番号確認を実施し、課税対象者とならない者に対しては申告すべき先の指導を行う。 住民以外から取得した申告情報で、市の課税対象者情報と紐付かないものについては課税対象の適否調査を行い、他自治体の課税対象と認められる資料は速やかに当該自治体に資料回送する。 庁内連携システムからの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施す。 (2)必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 庁内連携システムからの住民票関係情報等の入手、住民以外からの申告等情報の入手、住基ネットからの住登外者情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、必要な情報以外は記載することのないようにする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムが必要とするデータベースのみアクセスできる構造になっており、その他の事務で使用するデータベースにはアクセスできないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	

ユーザ認証の管理		☐ 行っている		<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともにIDとパスワードによる認証を行っている。			
その他の措置の内容		・操作ログの記録を行う。 ・定期的に記録を確認し、不正アクセスがないか点検している。 ・サーバOSへのログインアクセス権管理 ・クライアントOSのログインID管理 ・システムへのログインID管理			
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない					
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク					
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		☐ 定めている		<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	契約書において、個人情報保護条例をはじめとする個人情報保護に関する法令並びに関連ガイドライン等の趣旨に従うことを定めている。			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		☐ 再委託していない		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		☐ 十分である		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	<提供・移転の記録> ・庁内のデータ連携については、連携処理についてログを取得している。 ・文書照会等を受けた場合は、提供の際に全の記録を残している。 <ルール確認方法> ・庁内のデータ連携について、予め定められた仕様での移転に限定しており、必要に応じ連携処理に係るログを確認している。 ・文書照会等を受けた場合は、承認を得た上で複数職員での確認を行い、提供している。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<住民税システムのソフトウェアにおける措置> ①システムへのログイン時に、ログインが許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、認証を行っている。 ②情報照会機能は、許可された利用者、利用端末のみが利用できるよう、制御している。 ③システムが管理対象とする事務(手続き)のみを情報照会可能とするよう制御している。 ④システムへのログイン、ログアウト、情報照会を実施した際のログ(利用者、利用端末、利用日時)を記録している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つま		

	り、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※1: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 ※2: 番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 ※3: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1) 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
■安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ■入手した特定個人情報が不正確であるリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ■入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ② 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③ 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。	

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

■不適切な方法で提供されるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

■誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

■その他のリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

	その内容	
	再発防止策の内容	
その他の措置の内容	・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時にはデータ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 【技術的対策】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」（以下「利用基準」という。））に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜業務システムの運用における措置＞ 栃木市個人情報保護条例のほか、栃木市が保有する情報資産を保護するための対策方針として「栃木市情報セキュリティポリシー」を策定しており、情報の漏洩や紛失、盗難あるいはネットワークへの不正侵入等の脅威から、情報資産を守るための対策を講じている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 【消去手順】 データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
	具体的な方法	(1) 栃木市における措置 職員及び事業所内派遣者に対し、個人情報保護に関する研修等を実施する。 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 (2) 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	栃木市経営管理部税務課 栃木県栃木市万町9番25号 0282-21-2265
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・請求・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	栃木市経営管理部税務課 栃木県栃木市万町9番25号 0282-21-2265
②対応方法	問合せ受付時に、受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 基本情報 6.評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 萩原 雄一	市民税課長	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策 1.特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	住民以外から取得した申告情報で、市の課税者情報と紐づかないものについては課税対象の適否調査を行い、他自治体の課税対象と認められる資料は当該自治体に資料を回送し、保有・保管は行わない。	住民以外から取得した申告情報で、市の課税者情報と紐づかないものについては課税対象の適否調査を行い、他自治体の課税対象と認められる資料は当該自治体に資料を回送する。回送が電子化されたことにより原票の保有・保管の必要性が生じている。	事後	
令和1年6月24日	IV 開示請求、問合せ 1.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①請求先	栃木市理財部市民税課 栃木県栃木市万町9番25号 0282-21-2265	栃木市財務部市民税課 栃木県栃木市万町9番25号 0282-21-2265	事後	
令和1年6月24日	IV 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①連絡先	栃木市理財部市民税課 栃木県栃木市万町9番25号 0282-21-2265	栃木市財務部市民税課 栃木県栃木市万町9番25号 0282-21-2265	事後	
令和1年6月24日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/3/31	2019/6/21	事後	
令和2年3月31日	V 評価実施手続1. 基礎項目評価 ①実施日	2019/6/21	2020/3/31	事後	
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民税課	税務課	事前	
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長	税務課長	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民税課	税務課	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 住民税課税台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使	市民税課	税務課	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 住民税課税台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移	56	65	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 申告受付情報ファイル 2. 基本情報	市民税課	税務課	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 申告受付情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使	市民税課	税務課	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 地方税電子申告情報ファイル 2. 基本情報	市民税課	税務課	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 国税連携情報ファイル 2. 基本情報	市民税課	税務課	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 年金特微情報ファイル 2. 基本情報	市民税課	税務課	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 宛名情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民税課	税務課	事前	
令和3年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	財務部市民税課	経営管理部税務課	事前	
令和3年4月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	財務部市民税課	経営管理部税務課	事前	

令和3年4月1日	別紙2	保健福祉部 生活福祉課	保健福祉部 福祉総務課	事前	
令和3年4月1日	別紙2	財務部 資産税課／収税課	財務部 税務課／収税課	事前	
令和3年4月1日	別紙2	生活環境部 保険医療課	生活環境部 保険年金課	事前	
令和3年4月1日	別紙2	保健福祉部 地域包括ケア推進課	保健福祉部 高齢介護課	事前	
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和3年9月1日	II 特定個人情報のファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転	番語法第19条第1号、第8号及び第7号	番号法第19条第1号、第9号及び第8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更及び誤字修正
令和3年9月1日	IIIリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	第19条第14号	第19条第8号	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和3年9月1日	別紙1	(別紙1)番号法第19条第7項別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第8項別表第二に定める事務	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和5年9月1日	別紙1	(別紙1)番号法第19条第1号、第8号に定める事務	(別紙1)番号法第19条第1号、第9号に定める事務	事後	番号法改正の施行に伴う変更
令和5年3月31日	V 評価実施手続1. 基礎項目評価 ①実施日	2020/3/31	2023/3/31	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の内容 ①～④	②事務の内容 ⑤～⑧を追加	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1、②システムの機能 1～8	システム1、②システムの機能 9～10を追加	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム2、②システムの機能 1～3	システム2、②システムの機能 4を追加	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3、②システムの機能 1～2	システム3、②システムの機能 2を追加	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3、③他のシステムとの接続 ○税務システム	システム3、③他のシステムとの接続 なし	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム4、総合宛名システム	システム4 課税資料イメージ管理サービスを追加、以下繰り下げ	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5、中間サーバー・ソフトウェア	システム6、中間サーバー	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5、②システムの機能 1～10	システム6、②システムの機能 11～12を追加	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム5、③他のシステムとの接続 ○情報提供ネットワークシステム ○既存住民基本台帳システム ○宛名システム ○税務システム ○その他	システム6、③他のシステムとの接続 ○情報提供ネットワークシステム ○宛名システム	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名		6.課税原票イメージファイルを追加、以下繰り下げ	事前	
令和7年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第16の項並びに内閣府・総務省令第16条	番号法 第9条第1項、別表 第24項	事前	番号法改正の施行に伴う変更
令和7年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号表第19号8号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条	・番号法第19条第8号 別表 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九号第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条	事前	番号法改正の施行に伴う変更
令和7年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税課税台帳ファイル	2. 基本情報 ④記録される項目 ○個人番号 ○その他識別番号(内部番号) ○国税関係情報 ○地方税関係情報	2. 基本情報 ④記録される項目 ○その他識別番号(内部番号) ○国税関係情報 ○地方税関係情報	事前	

令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税課税台帳ファイル	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 1～8	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 9～10追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税課税台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠、②提供先における用途、③提供する情報 番号法第19号第1号、第9号、及び第8号付表第2	5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠、②提供先における用途、③提供する情報 番号法第19号第1号、第9号、及び第8号別表	事前	番号法改正の施行に伴う変更
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税課税台帳ファイル	5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠、②提供先における用途 番号法第9条第1項別表第一	5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠、②提供先における用途 番号法第9条第1項別表	事前	番号法改正の施行に伴う変更
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 住民税課税台帳ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	6. 特定個人情報の保管・消去 (データセンターで保管) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞を追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 申告受付情報ファイル	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 1～3	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 4を追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 申告受付情報ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	6. 特定個人情報の保管・消去 (データセンターで保管) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞を追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 地方税電子申告情報ファイル	2. 基本情報 ④記録される項目 ○個人番号 ○その他識別番号(内部番号) ○地方税関係情報	2. 基本情報 ④記録される項目 ○個人番号 ○その他識別番号(内部番号) ○4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ○国税関係情報 ○地方税関係情報	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 地方税電子申告情報ファイル	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合を追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 地方税電子申告情報ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	6. 特定個人情報の保管・消去 (データセンターで保管)を追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 国税連携情報ファイル	2. 基本情報 ④記録される項目 ○個人番号 ○その他識別番号(内部番号) ○国税関係情報	2. 基本情報 ④記録される項目 ○個人番号 ○その他識別番号(内部番号) ○4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ○国税関係情報 ○地方税関係情報	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 国税連携情報ファイル	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合を追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 国税連携情報ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	6. 特定個人情報の保管・消去 (データセンターで保管)を追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 年金特徴情報ファイル	2. 基本情報 ④記録される項目 50項目以上100項目未満 ○個人番号 ○その他識別番号(内部番号) ○地方税関係情報	2. 基本情報 ④記録される項目 100項目以上 ○個人番号 ○その他識別番号(内部番号) ○4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ○国税関係情報 ○地方税関係情報	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 年金特徴情報ファイル	2. 基本情報 ⑤保有開始日 平成29年12月	2. 基本情報 ⑤保有開始日 平成29年5月	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 年金特徴情報ファイル	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合を追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 年金特徴情報ファイル	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日 平成29年1月1日	3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日 平成29年5月19日	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 年金特徴情報ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	6. 特定個人情報の保管・消去 (データセンターで保管)を追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 課税原票イメージファイル	-	ファイルを新規作成	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 宛名情報ファイル	2. 基本情報 ④記録される項目 50項目以上100項目未満	2. 基本情報 ④記録される項目 10項目以上50項目未満	事前	
令和7年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 宛名情報ファイル	6. 特定個人情報の保管・消去	6. 特定個人情報の保管・消去 (データセンターで保管)を追加	事前	
令和7年4月1日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目			事前	
令和7年4月1日	Ⅲ リスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	1. 住民税課税台帳ファイル(住民税システム) 2. 申告受付情報ファイル(申告受付支援システム) 3. 地方税電子申告情報ファイル(地方税電子申告支援サービス) 4. 国税連携情報ファイル(地方税電子申告支援サービス) 5. 年金特徴情報ファイル(地方税電子申告支援サービス) 6. 宛名情報ファイル(統合宛名システム)	6. 課税原票イメージファイル(課税資料イメージ管理サービス)を追加、以下繰り下げ	事前	
令和7年4月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 ＜住民税システムのソフトウェアにおける措置＞を追加	事前	

令和7年4月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	リスク1:目的外の入手が行われるリスク 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	リスク1:目的外の入手が行われるリスク 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ■安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク ■入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク ■入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク ■不適切な方法で提供されるリスク ■誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク ■その他のリスクを追加	事前	
令和7年4月1日	Ⅴ 評価実施手続 ①実施日	令和5年3月31日	令和7年3月31日	事前	